

職員の分限に関する手続及び効果等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

## 香川県人事委員会規則第9号

### 職員の分限に関する手續及び効果等に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する手續及び効果等に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号。以下「条例」という。）<u>第9条</u>の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号。以下「条例」という。）<u>第6条</u>の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(診断書)</p> <p>第2条 任命権者は<u>条例第5条第2項</u>の規定により、医師2名を指定して診断を行わせた場合には、病名及び病状のほか、その職員が引き続き職務の遂行ができるか<u>どうか</u>についての具体的な意見を、書面をもって当該医師より徴しなければならない。</p>	<p>(診断書)</p> <p>第2条 任命権者は<u>条例第2条第2項</u>の規定により、医師2名を指定して診断を行わせた場合には、病名及び病状のほか、その職員が引き続き職務の遂行ができるか、<u>どうか</u>についての具体的な意見を、書面をもって当該医師より徴しなければならない。</p>
<p>(期間の更新)</p> <p>第3条 条例<u>第6条第1項</u>の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。</p>	<p>(期間の更新)</p> <p>第3条 条例<u>第3条第1項</u>の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。</p>
<p>(期間の通算)</p> <p>第4条 休職処分に付された職員が条例<u>第6条第2項</u>の規定による復職後、再び同一疾患により休職処分に付された場合には、その者の休職期間は復職前の休職期間に引き続いたものとみなす。ただし、<u>復職後6月</u>を経過しているときはこの限りでない。</p>	<p>(期間の通算)</p> <p>第4条 休職処分に付された職員が条例<u>第3条第2項</u>の規定による復職後、再び同一疾患により休職処分に付された場合には、その者の休職期間は復職前の休職期間に引き続いたものとみなす。ただし<u>復職後6月</u>を経過しているときはこの限りでない。</p>
<p>(復職の手続)</p> <p>第5条 条例<u>第6条第2項</u>の規定により職員の復職を命ずる場合には、<u>あらかじめ</u>医師を指定して診断を受けさせなければならない。</p>	<p>(復職の手続き)</p> <p>第5条 条例<u>第3条第2項</u>の規定により職員の復職を命ずる場合には<u>あらかじめ</u>医師を指定して診断を受けさせなければならない。</p>

(処分の通知)

第6条 任命権者が職員に処分説明書を交付したときは、速やかにその写し1通を人事委員会に送付しなければならない。

(処分の通知)

第6条 任命権者が職員に処分説明書を交付したときは、速やかにその写し1通を人事委員会に送付しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。